

宮崎県歯科保健推進協議会設置要綱

平成23年9月15日
福祉保健部健康増進課

(目的)

第1条 県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することを目的として、宮崎県歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。

- (1) 県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関すること。
- (2) 宮崎県歯科保健推進計画に関すること。
- (3) 国の8020運動推進特別事業に関すること。
- (4) その他歯・口腔の健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は、2年を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 協議会は、必要に応じて実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議に関する必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会及び実務者会議の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び実務者会議の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
この要綱は、平成27年3月16日から施行する。
この要綱は、平成29年1月30日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属
宮崎県歯科医師会
宮崎県医師会
宮崎県薬剤師会
宮崎県歯科衛生士会
宮崎県栄養士会
宮崎歯科福祉センター
宮崎県市町村保健活動連絡協議会
公募委員
実務者会議代表

宮崎県歯科保健推進協議会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備考
宮崎県歯科医師会	専務理事	黒木 康夫	協議会会長
宮崎県医師会	常任理事	荒木 早苗	
宮崎県薬剤師会	副会長	榎園 勝	
宮崎県歯科衛生士会	会長	下池 光	協議会副会長
宮崎県栄養士会	会長	甲斐 敬子	
宮崎歯科福祉センター	担当理事	柿崎 陽介	
宮崎県市町村保健活動連絡協議会	理事	橋谷 美鈴 [※]	所属：宮崎市健康支援課
公募委員	委員	清水 多恵子	

任期 平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

※ 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで